

新たな観光促進事業を令和4年1月11日から実施します！

県内観光促進事業について、年明け1月11日（火）から、新たに「今こそ しずおか 元気旅Ⅱ」として、静岡県民の他、隣接する山梨県、長野県、愛知県、神奈川県各県民を割引対象に加えて、実施します。実施に当たっては、ワクチン・検査パッケージの活用やふじのくに安全・安心認証宿泊施設の利用、旅行者と県内受入施設双方への呼びかけ等により、感染防止対策を徹底してまいります。

（県内を旅行する皆様へのお願い）

- 旅行中の基本的な感染防止対策の徹底（三密の回避、身体距離の確保、マスクの着用、手洗いなど）
- 平日利用等、混雑する時間や場所を避けた行動を

（県内宿泊事業者など観光事業者等への感染防止対策の徹底）

- 県作成の「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」や観光団体が自ら作成した各業界のガイドラインの遵守、感染防止対策の再度の徹底、ワクチン・検査パッケージの活用

<事業の概要>

○ 県内宿泊施設への宿泊費及び日帰り旅行代金の割引

対象者	静岡県及び隣接する山梨県、長野県、愛知県、神奈川県各県民			
事業期間	令和4年1月11日（火）～1月31日（月） ※ 宿泊割引：1月31日泊まで、日帰り旅行割引：1月31日発まで、地域クーポン：2月1日まで ※ 令和3年12月20日（月）から令和4年1月31日（月）の間に予約をした旅行が対象			
割引額等	宿泊費または日帰り旅行代金の1/2以内：1人最大5,000円 割引に合わせて地域クーポンを付与（最大2,000円分）			
	区分	宿泊費・日帰り旅行代金	割引額	地域クーポン
	宿泊又は日帰り旅行	1万円以上(税込)	5千円/人・(泊)	2千円
4千円以上1万円未満(税込)		2千円/人・(泊)	1千円	
※ 宿泊については、元気旅登録施設のうち、ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)を受けている施設が対象(申請済を含)				
※日帰り旅行は静岡県内を発着地とし、静岡県内で催行する日帰り旅行(静岡県内旅行者での申込に限る)が対象				
利用方法 (①又は②)	①コンビニで購入した旅行券と地域クーポンを登録事業者への現地支払いの際に利用 【期間】令和4年1月7日（金）～1月31日(月)まで (WEB予約をする場合は、1月6日（木）より、購入可能) ②県内旅行業店舗で宿泊費等割引を受けるとともに、地域クーポンを登録事業者への現地支払いの際に利用			
ワクチン・検査パッケージ	県内宿泊施設及び旅行者等にて、旅行者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認を行います。			

※ 静岡県内及び隣接県内の新型コロナウイルス感染症等の状況により、事業を停止する場合があります。

※ 予算の上限に達し次第、販売を終了いたします。

問い合わせ先 元気旅事務局コールセンター 電話番号 0570-666-867
ホームページ URL : <https://premium-gift.jp/shizuokagenkitabi/>

(専用 HP)

